

令和 7 年度
大阪市庁内情報ネットワークにおける
小規模事業所向け通信サービス利用
長期継続（単価契約）調達仕様書

令和 7 年 6 月

大阪市

目 次

1. 本業務の背景と目的	1
1.1. 背景・目的	1
2. 本業務の概要	1
2.1. サービス提供の範囲	1
2.2. 責任分界点	2
3. スケジュール・利用契約事項	3
3.1. 導入スケジュール	3
3.2. サービス提供期間	3
3.3. サービス提供期間に関する留意事項	3
3.4. サービス利用開始条件	3
3.5. アクセス回線の増設	3
3.6. 契約期間中の回線の廃止	4
3.7. 実施体制	4
4. サービス要求事項（基本要件）	4
4.1. 通信サービス要件	4
4.2. インターフェイス	5
4.3. 導入機器要件	5
4.4. 履行報告	5
4.5. 品質	5
5. 構築役務要件	5
5.1. 導入計画書等の提出	5
5.2. 協力体制	5
5.3. 事前検証	6
5.4. プロジェクト体制	6
5.5. 敷設工事等作業	6
5.6. 敷設工事等作業時間	6
5.7. 敷設工事等作業調整	6
5.8. アクセス回線の切替え及び設定	6
5.9. 疎通試験	7
5.10. 問合せ	7
5.11. 敷設工事に関する留意事項	7
5.12. 受注者の作業範囲	7
5.13. 原状回復	7
6. 運用保守サービス要件	7
6.1. 基本要件	7
6.2. 保守要件	8
6.3. 保守の委託について	8

6.4.	運用保守体制	8
6.5.	保守部品	8
6.6.	サービス提供時間	8
6.7.	問合せ受付時間	8
6.8.	運用保守作業時間	8
6.9.	問合せ	9
6.10.	障害管理	9
6.11.	協力依頼	9
6.12.	廃止に伴う撤去作業	9
6.13.	撤去機器のデータ消去作業	9
6.14.	技術情報提供	9
6.15.	運用作業	9
6.16.	回線停止（メンテナンス）に伴う事前連絡	9
6.17.	特記事項	10
7.	提出書類	10
8.	その他事項	10
8.1.	機密保持	10
8.2.	料金の支払いについて	10
8.3.	本仕様書に関する疑義	10
8.4.	提示資料一覧	10
8.5.	電気通信事業者の登録	10
8.6.	契約約款	10
8.7.	構成管理資料の所有権	10
8.8.	本業務の担当	11

【仕様書別紙】

- ・別紙1 ネットワーク構成図
- ・別紙2 対象拠点一覧
- ・別紙3 アクセス回線敷設概要
- ・別紙4 提出書類一覧
- ・別紙5 提示資料一覧

1. 本業務の背景と目的

1.1. 背景・目的

「大阪市内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供」は、小規模事業所（以下「区分2庁舎」という。）において市内情報ネットワーク利用するための通信サービス（回線）を提供するものである。現在利用中の通信サービス回線について、令和8年3月31日で契約が終了するため、回線のリプレースを行う。

2. 本業務の概要

2.1. サービス提供の範囲

中央情報処理センターと本市における小規模事業所（以下、「区分2庁舎」という。）を繋ぐアクセス回線及び通信サービス網（閉域網）提供を実施すること。ネットワークの構成については別紙1「ネットワーク構成図」を参照すること。

また、各拠点の通信サービス網及びアクセス回線の伝送速度は次のとおりとする。なお、各拠点の伝送速度及び所在地については別紙2「対象拠点一覧」を参照すること。

表 1-1 各拠点の伝送速度

拠点(※令和7年6月10日時点の拠点数)	伝送速度
中央情報処理センター	常時 1Gbps 以上の帯域確保型で複数のアクセス回線(2回線以上の冗長構成)を確保すること。
区分2庁舎(293 拠点)のうち 215 拠点	最高 100Mbps 以上のベストエフォート型のアクセス回線×1回線を確保すること。
区分2庁舎(293 拠点)のうち 78 拠点	最高 200Mbps 以上のベストエフォート型又は常時 100Mbps 以上の帯域確保型のアクセス回線×1回線を確保すること。

2.2. 責任分界点

通信サービスの提供範囲は、提供回線、光成端箱等からルータ等までである。

なお、アクセス回線引き込み、終端装置及びルータ等の設置等の作業は本市の指示により配線を行うこと。

各拠点における通信回線の敷設概要については、別紙3「アクセス回線敷設概要」を参照すること。

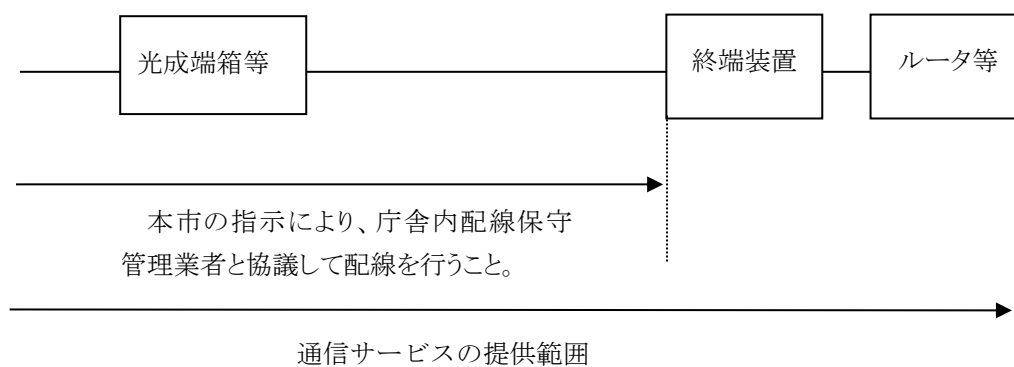


図 1-1 責任分界点

3. スケジュール・利用契約事項

3.1. 導入スケジュール

導入スケジュールは次のとおり。

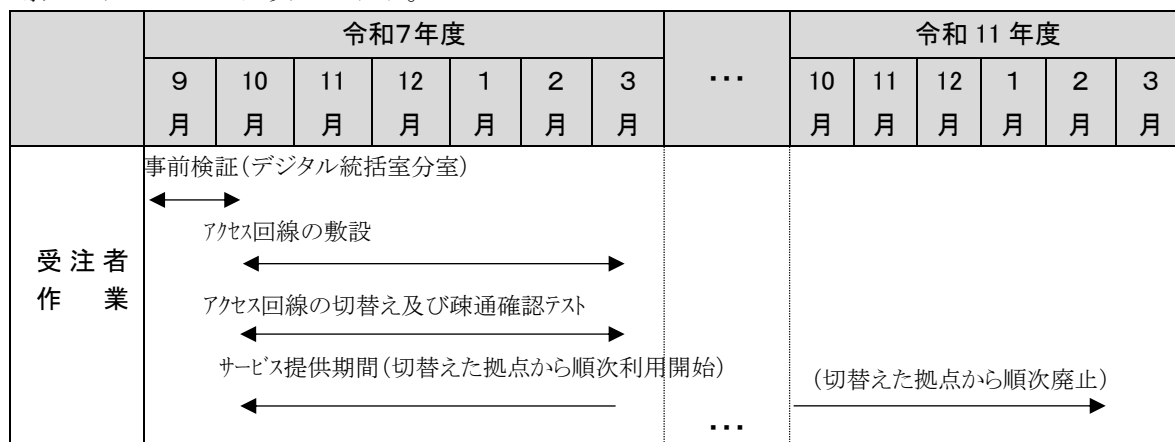


図 2-1 導入スケジュール

3.2. サービス提供期間

サービス提供期間は次のとおり。

表 2-1 拠点別サービス提供期間

拠点	提供期間
中央情報処理センター	1つ目の区分2庁舎(デジタル統括室分室)のサービス提供開始日から全ての拠点の廃止確定日まで
区分2庁舎	サービス切替完了日から廃止確定日まで

なお、サービス切替完了日は既設サービスからの切替日、廃止確定日とは拠点からアクセス回線を撤去した日とする。

3.3. サービス提供期間に関する留意事項

事前検証用等にアクセス回線等を開通した場合でも、上記に示すサービス提供期間までは、仮運用期間とし、その間に要する費用については受注者の負担とする。

なお、仮運用期間でも「6. 運用保守サービス要件」に示す対応を行うこと。

3.4. サービス利用開始条件

通信サービスの利用開始は、本市からの申込書の提出による。

3.5. アクセス回線の増設

契約期間中に契約当初以外のアクセス回線増設を行う可能性があるため、アクセス回線増設に対応できること。なお、増設する際の契約単価については、入札時に明記する内訳金額を採用するものとする。

増設回線の使用料及びルータ等の使用料については、利用月数が1ヶ月に満たない月は、使用日数に応じた額とする。

また、増設する際の付帯工事（基本工事では対応できない壁の貫通工事や管路工事等）は、本契約の業務内容に含まれないため、アクセス回線の増設時に付帯工事が必要となる際はその都度、本市と協議の上対応について決定する。

3.6. 契約期間中の回線の廃止

拠点所在地（ビル等）の変更等の理由による使用期間中の回線の廃止について、本市からの回線廃止の申し込みによるものとし、残りの使用期間が1ヶ月に満たない場合は、残りの日数に応じた額を減じるものとする。

3.7. 実施体制

通信サービスの提供及びその接続作業（終端装置設置作業等）、保守作業に関しては、次の体制にて実施することとする。

なお、契約締結後速やかに、導入に対する支援体制を本市に対し書面にて報告した上、導入期間中の問合せ対応等を行うこと。

また、導入後の保守体制についても、本市に対し書面にて報告した上、サービス利用期間中の問合せ対応等を行うこと。

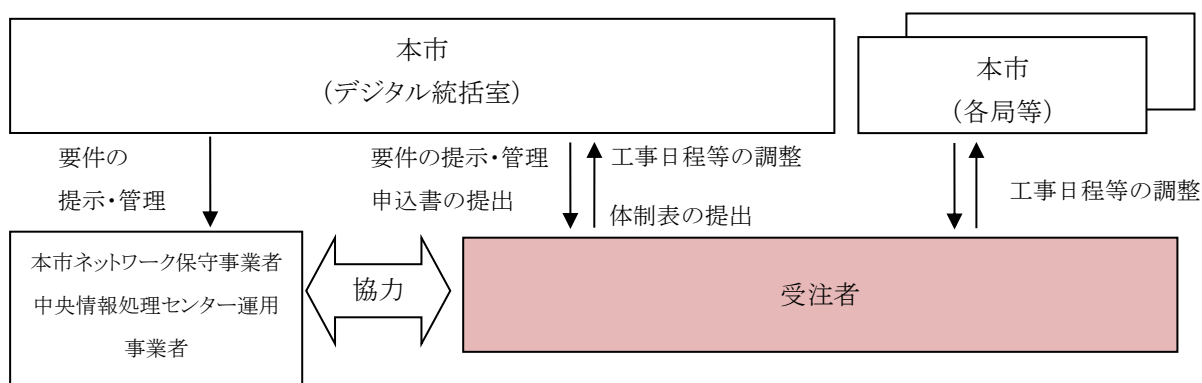


図 2-2 実施体制

4. サービス要求事項（基本要件）

利用する通信サービス、及びハードウェア（終端装置、ルータ、並びに付属品等）の仕様等は次のとおりとするが、本市へ提供する通信サービスに伴って必要となる物品については、本仕様書の記載の有無に関わらず提供すること。

4.1. 通信サービス要件

- (1) 調達する通信サービスは、中央情報処理センターと区分2庁舎を繋ぐIP-VPN回線網を前提とし、拠点に設置するルータを含めること。
- (2) 通信サービスは、インターネットに接続しないクロードネットワーク（閉域網）とし、論理的に本契約で開通するアクセス回線以外との通信が行えないこと。
- (3) この通信サービスでは、本市の業務用途に合わせ、最大2つのネットワークに論理的に分割できること。この分割したネットワークを提供する拠点に対しては、ルータ、HUB等の機器も合わせて提供すること。なお、現在、マルチセッションで運用している拠点は24拠点であり、2セッション目のネットワークについて中央情報処理センター向けアクセスの伝送速度は10Mbps（帯域確保）とする。
- (4) 各拠点の伝送速度については、別紙2「対象拠点一覧」のとおりとする。なお、本仕様

は標準仕様であって、同等品評価を受け付ける。

(5) 無線 LAN を利用する拠点には DHCP リレーに対応したルータを用意すること。

(6) Microsoft 365 への接続が可能であること。

4.2. インターフェイス

(1) 各区分 2 庁舎と中央情報処理センターとの異なるセグメントを結ぶためのルータ等の装置を用意すること。

(2) ユーザ側のインターフェイスについては、オートネゴシエーション機能により、各アクセス回線の帯域に見合ったインターフェイス（100Base-TX または 1000Base-T）で接続できるポートを提供すること。

(3) 用意するルータ等の装置については、本市の指定する方法によりラベルを用意し、貼付すること。

(4) 本市に設置する機器のコンセント形状は、2 極平行とすること。なお、形状が合わない場合には変換アダプタ等による適切な処置を行い、工事の必要なく設置が可能であること。

4.3. 導入機器要件

本市に設置する機器のコンセント形状は、2 極平行とすること。なお、形状が合わない場合には変換アダプタ等による適切な処置を行い、工事の必要なく設置が可能であること。

4.4. 履行報告

回線の開通または廃止にかかる工事が完了した際は、サービス（ライセンス）長期利用契約書（単価契約）第 7 条に基づき履行報告を行うこと。

4.5. 品質

提供する通信サービスにおいて、品質を維持するため、次の機能及び性能要件を満たすこと。

(1) 本市ネットワーク保守事業者と協力し、事前検証を行い、中央情報処理センター及び区分 2 庁舎のネットワーク機器と不具合なく接続でき、かつ安定稼働することを確認すること。

(2) 障害発生時には、提供する通信サービスにおいて障害を検知した時刻または障害の申告のあった時刻から初動を開始し、迅速に障害回復を行うこと。

5. 構築役務要件

5.1. 導入計画書等の提出

導入作業予定日の 2 週間前までに導入計画書と導入作業体制表を提出すること。

付帯工事が必要な拠点がある場合は、その費用の内訳を記載した工事費等内訳書を提出すること。

5.2. 協力体制

本市と本市ネットワーク保守事業者の打合せに必要な応じて参加すること。

本市ネットワーク保守事業者が行うネットワークの事前検証等に協力すること。

必要なハードウェアや通信方式、運用保守サービス等の資料を必要な応じて提供すること。

事前検証等用回線やハードウェア等の環境を提供すること。

5.3. 事前検証

事前検証としてアクセス回線の切替えを実施する区分2庁舎は、「デジタル統括室分室」とし「最高100Mbps以上のベストエフォート型のアクセス回線」、「最高200Mbps以上のベストエフォート型又は常時100Mbps以上の帯域確保型のアクセス回線」の両方について検証を実施すること。

ただし、事前検証後に「デジタル統括室分室」が利用する通信サービスは「最高100Mbps以上のベストエフォート型のアクセス回線」とする。

また、Microsoft365への接続検証環境は本市側で準備する。受注者は必要に応じ検証を実施すること。

5.4. プロジェクト体制

統括責任者を配置し、作業実施体制を明確にすること。

5.5. 敷設工事等作業

通信サービスの設計から敷設工事作業（事前調査、終端装置の設置・設定作業等の宅内工事及び、サービス切り替え等のこと。）、付帯工事及び保守に示す全ての作業については受注者で実施すること。

敷設工事は事前調査（現地下見等）を行い実施すること。

なお、事前調査については、別紙2「対象拠点一覧」に示す拠点毎に行い、デジタル統括室及び各局等担当者の指示に従うこと。

5.6. 敷設工事等作業時間

敷設工事等を実施する時間は次のとおり。

・月曜日から金曜日まで（平日）9時～17時30分

（土日祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く）

但し、本市の指示により、平日以外の土曜日、日曜日等の日や平日の時間外に作業を行う場合もある。

5.7. 敷設工事等作業調整

作業は事前に本市の各局等担当者との日程調整を行うこと。

作業予定は、本市の予定に合わせ計画し極力短時間で実施できるように配慮すること。

5.8. アクセス回線の切替え及び設定

既存のプライベートIPアドレスを引き継ぐため、アクセス回線の並行設置はせず、切替えとすること。

デジタル統括室及び各局等の担当者と切替えに伴うネットワーク停止時間を調整のうえ、既存通信サービスのルータに接続されたLAN側のケーブルを受注者設置のルータ等に接続変更すること。

なお、接続変更後の業務通信確認により、不具合等が判明した場合には、ネットワーク保守事業者との調整のもと、切り戻し作業等を実施すること。

拠点毎での既存通信サービスからの切替え作業は、平日の昼休み（12時15分から13時00分）または平日の17時30分以降を基本に、本市各局等担当者と調整の上実施すること。

5.9. 疎通試験

拠点毎の敷設工事完了後、本市ネットワーク保守事業者と連携して、別途指定する本市ネットワーク機器までの疎通確認試験を実施すること。

疎通試験の結果、本市ネットワーク機器に対する設定変更等が生じた場合には、本市ネットワーク保守事業者と協力し助言等の技術サポートを実施すること。なお、本件における窓口も必要に応じて設けること。

5.10. 問合せ

本市、ネットワーク保守事業者、本市が別途契約・調整する工事事業者（壁の貫通、配管敷設等の対応）からの問合せ等に対応すること。

5.11. 敷設工事に関する留意事項

本市職員の業務に影響を及ぼさない（騒音が発生しない等）ように十分注意すること。

なお、各拠点への工事については、必要に応じて現地下見を行うこと。その場合、訪問日時等の調整を別紙2「対象拠点一覧」に記載の局等毎に行い、各局等の担当者の指示に従うこと。

また、壁や床、天井の穴あけ箇所においてアスベストが使用されている場合、大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及びその他関連法令等を遵守し、次のように対応すること。

- ・作業者は、防塵マスク、保護メガネ及び作業衣を着用する。
- ・成型板に穴あけを行う場合は、粉塵が飛散しないように、周囲をビニールシートで覆い、湿潤化を行い作業する。
- ・作業後、アスベスト含有成型板の破片、破断紛及び作業衣等に付着した粉塵が残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。
- ・作業で発生したアスベスト含有成型板の破片、破断紛及び作業衣等は、石綿含有産業廃棄物として適切に処分を行うこと。

終端装置等の設置場所は、基本的に既存通信サービスの終端装置等と同一とするが、設置にあたっては各局等の担当者と調整の上実施すること。

5.12. 受注者の作業範囲

導入機器の設置に際しては、既設のラック等までの配線及び設置までが受注者の作業となる。

各拠点における通信回線の敷設概要については、別紙3「アクセス回線敷設概要」を参照すること。

5.13. 原状回復

本契約に係る作業において、仮設、移設したものは原状どおりに復旧すること。

6. 運用保守サービス要件

6.1. 基本要件

受注者は、ネットワークが常に安定して稼働するように、対象ネットワークの保守作業を行うこと。保守作業にあたっては、本市ネットワーク保守事業者との円滑な協力体制を実現すること。

6.2. 保守要件

次の作業を受注者の責任において確実に実施すること。

なお、下記に示す内容は必須要件であり、これ以外の内容についても本市業務に影響を与えないよう、必要に応じて実施すること。

- (1) 本通信サービスを構成する全ての機器等についての運用、保守を行うこと。
- (2) 各拠点の通信サービス網及びアクセス回線の利用状況について、月に1回以上の報告、または随時参照可能なWebページ等の提供を行うこと。

6.3. 保守の委託について

- (1) 受注者は、保守（アフターサービス・メンテナンスのことを言う。以下同じ）を委託しようとする場合はあらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない
- (2) 受注者は、保守を委託に付する場合、書面により委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- (3) 保守以外（基本工事や付帯工事のことを言う。以下同じ）を委託に付する場合は、発注者の承諾を必要としない。
- (4) 保守及び保守以外の委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
- (5) 保守を委託する場合、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、委託の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を上記1の書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

6.4. 運用保守体制

運用保守対応を行うにあたり必要な体制を設けること。

なお、運用保守要員は本市専任である必要は無い。

6.5. 保守部品

- (1) 受注者は、保守拠点に保守部品（付属品、ソフトウェア等含む）を常時保有するとともに、供給が可能なこと。
- (2) 予備品を用意する等によりオンサイトでの迅速な保守対応を実現すること。

6.6. サービス提供時間

サービス提供時間は24時間365日とすること。

6.7. 問合せ受付時間

問合せ受付時間は9:00～17:30とすること。

6.8. 運用保守作業時間

サービス提供に影響を与えない時間に実施すること。なお、本市拠点にて作業を実施する場合には、日中帯にて対応すること。

ただし、平日の9時から17時30分の間に、本通信サービスの障害や不具合を検知、または本市からの通知により障害や不具合を検知した場合は、引き続いて17時30分以降も対応を行うこと。

6.9. 問合せ

保守関連窓口は1か所に集約することとし、故障修理及び復旧等に係る運用・保守について、その拠点は概ね2時間以内に現地到着が可能であること。

6.10. 障害管理

障害発生時には、速やかに電話・メール等により本市担当職員に連絡し、迅速な障害復旧（原因究明・対応、復旧作業等）に務めること。

また、障害復旧に関する進捗管理や、関係者への各種調整を行うと共に、本市担当職員への定期報告も実施すること。

障害復旧後、本市が必要と判断した場合には、障害報告書等を提出し報告すること。

障害が頻繁に発生する可能性があるものについては、予防処置を施すこと。

障害部位の特定に関しては、必要に応じて本市ネットワーク保守事業者と協力し対応すること。

6.11. 協力依頼

本市から各種協力依頼に対し、可能な限り迅速に対応すること。

6.12. 廃止に伴う撤去作業

回線利用廃止の際には、機器等の撤去に関する作業を行うこと。また、現状復旧に関しては各局等の担当者と調整し実施すること。

なお、これらに係る費用は、受注者の負担とする。

6.13. 撤去機器のデータ消去作業

回線利用廃止や機器故障による交換に伴い、機器等を撤去した場合、機器内の設定情報等は適正な処分（データの完全消去処理等）を実施すること。さらに、その作業が完了した旨の証明書を発行し、デジタル統括室担当者に提出すること。

なお、これらにかかる費用は、受注者の負担とする。

6.14. 技術情報提供

本通信サービスに関する最新技術や関連通信サービスに関する最新情報を随時提供すること。また、本通信サービスの拡張及び改善に対する本市からの相談に応じること。

6.15. 運用作業

本市に設置する機器等に脆弱性が発見された場合は、本市と協議の上、速やかに対応を実施すること。なお、作業に伴い各拠点への入室調整やネットワーク停止が必要な場合の作業日時の調整をデジタル統括室担当者に実施すること。

6.16. 回線停止（メンテナンス）に伴う事前連絡

小規模事業所側アクセス回線については、回線のメンテナンス等、特別な事由で回線が停止する場合は、日時及び影響範囲（拠点名及び回線ID等）について、一覧表を作成し、2週間以上前にデジタル統括室担当者に提出すること。特に、中央情報処理センターへの引き込み回線については、原則2ヶ月以上前にデジタル統括室担当者に連絡し承認を得ること。

6. 17. 特記事項

- (1) 契約期間中にアクセス回線の増減が発生する可能性があるが、通信サービスの新規・変更・廃止の申込みの都度、全拠点の一覧表を作成し、デジタル統括室に提出すること。
- (2) 契約締結後速やかに、保守体制、サポート内容とその方法について、本市に書面にて提示すること。

7. 提出書類

受注者は、別紙4「提出書類一覧」に記載の書類を提出期限内に本市へ提出すること。
なお、提出書類は電子データでの提出を基本とする。ファイル形式は本市と協議の上決定する。

8. その他事項

8. 1. 機密保持

本契約内で得た情報に関しては、その機密を保持すること。

8. 2. 料金の支払いについて

1 か月に満たない期間における回線使用料及びルータ等の使用料の計算は、日割り計算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額）とする。

8. 3. 本仕様書に関する疑義

契約にあたっては本仕様書を十分検討し、本仕様書に疑義があるときは、質問受付期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ契約するものとする。

なお、契約後の本仕様書の解釈は、本市によるものとする。

8. 4. 提示資料一覧

本通信サービスの提供にあたっては、別紙5「提示資料一覧」に示す資料を熟読の上、実施すること。

8. 5. 電気通信事業者の登録

受注者は、電気事業を営むことについて、電気通信事業法（昭和59年法律第89号）第9条の登録を受けた者とする。

8. 6. 契約約款

受注者が定めている本サービス提供にかかる契約約款は、誰もが確認できる場所に掲示または配布されていること。

8. 7. 構成管理資料の所有権

構成管理資料の所有権については、本通信サービス提供期間が満了した時点で本市に移転するものとする。

8.8. 本業務の担当

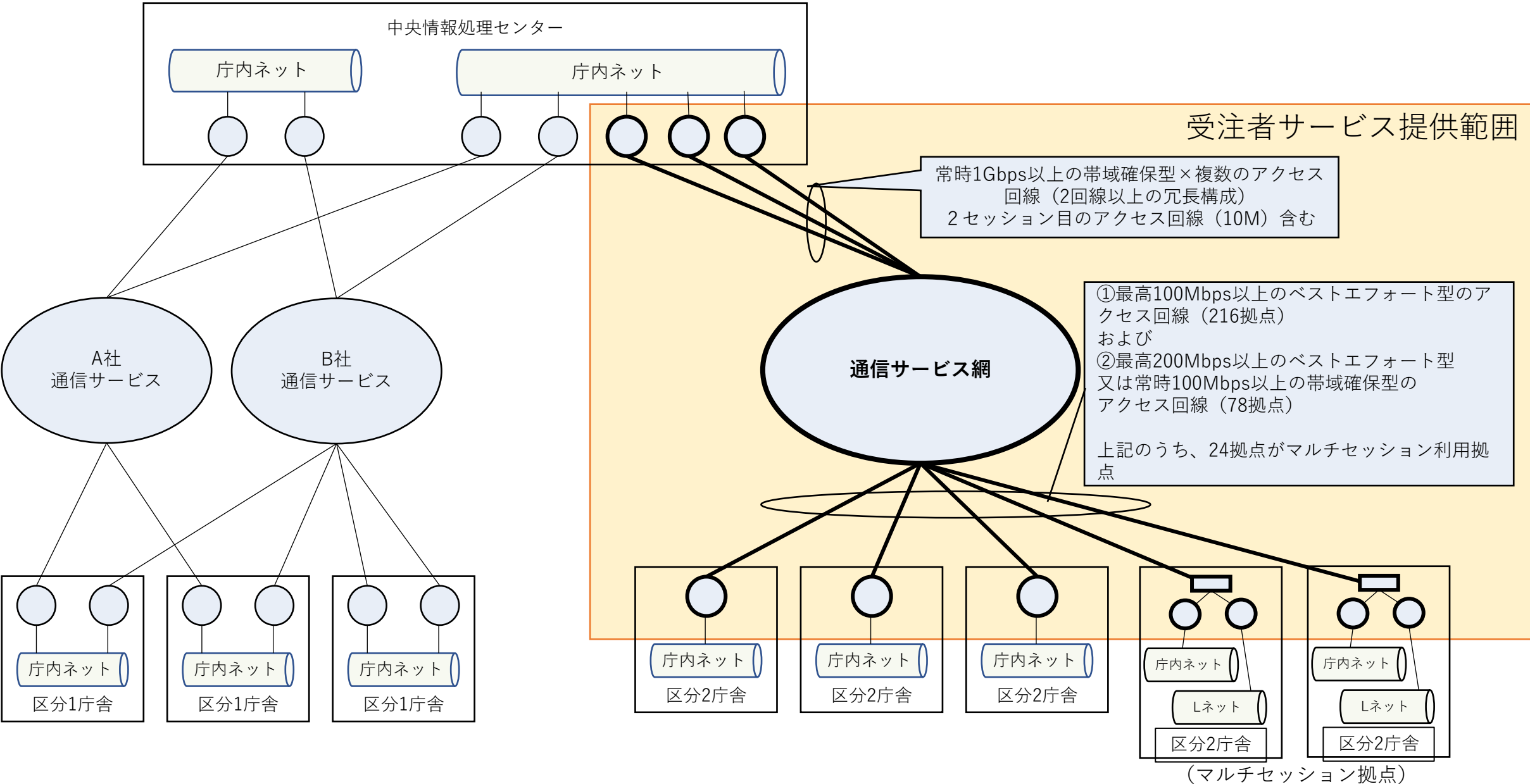
本業務における本市の担当は、次のとおりとする。

〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号 大阪市阿波座センタービル4F
大阪市デジタル統括室基盤担当

Tel : 06-6543-7123 Fax : 050-3737-2976

Mail : bb0005@city.osaka.lg.jp

別紙1 ネットワーク構成図



別紙2

別添 対象拠点一覧（合計1Gbps以上の帯域確保型の複数のアクセス回線（2回線以上の冗長構成））

局等名	区分2庁舎			
	庁舎名	住所	TEL	新回線 タイプ
デジタル統括室	中央情報処理センター	大阪市北区（詳細は契約締結後に提示する。）	-	1Gbps

別紙2

別添 対象拠点一覧 200M (78拠点)

局等名	区分2庁舎		
	庁舎名	住所	新回線タイプ
環境局	南部環境事業センター	西成区南津守5-5-26	200Mbps
環境局	東南環境事業センター	平野区瓜破南1-3-40	200Mbps
環境局	中部環境事業センター整備棟	東住吉区杭全1丁目6-28	200Mbps
環境局	中部環境事業センター出張所	浪速区塩草2-1-1	200Mbps
環境局	中部環境事業センター	東住吉区杭全1-6-28	200Mbps
環境局	西北環境事業センター	西淀川区大和田2-5-66	200Mbps
環境局	西部環境事業センター	大正区小林西1-20-29	200Mbps
環境局	西南環境事業センター	住之江区泉1-1-111	200Mbps
環境局	東北環境事業センター	東淀川区上新庄1-2-20	200Mbps
環境局	東部環境事業センター	生野区巽中1-1-4	200Mbps
環境局	城北環境事業センター	鶴見区焼野2-11-1	200Mbps
大阪市教育委員会	大阪市インクルーシブ教育推進室	東淀川区東淡路1-4-21 1階	200Mbps
大阪市教育委員会	中央図書館	西区北堀江4-3-2	200Mbps
大阪市教育委員会	大阪市総合教育センター	天王寺区南河堀町4-88 大阪教育大学天王寺キャンパス内「みらい教育共創館」6階～10階	200Mbps
大阪市教育委員会	学校運営支援センター	西成区天下茶屋1-16-5	200Mbps
経済戦略局	大阪産業創造館	中央区本町1-4-5大阪産業創造館	200Mbps
健康局	保健センター	大阪府大阪市中央区船場中央1丁目3-2	200Mbps
健康局	会場衛生監視センター	此花区夢洲中1丁目管理本部施設監視西棟2階	200Mbps
建設局	野田工営所	大阪府大阪市福島区野田6丁目2-16	200Mbps
建設局	平野工営所	大阪府大阪市平野区平野西1丁目4-29	200Mbps
建設局	舞洲スラッジセンター	大阪府大阪市此花区北港白津1丁目2-48	200Mbps
建設局	田島工営所	大阪府大阪市生野区田島1丁目17-13	200Mbps
建設局	上之宮出張所	大阪府大阪市天王寺区上之宮町3-20	200Mbps
建設局	十三工営所	大阪府大阪市淀川区野中南2丁目8-41	200Mbps
建設局	市岡工営所	大阪府大阪市港区市岡2丁目15-74	200Mbps
建設局	八幡屋公園事務所	港区田中3-1八幡屋公園内	200Mbps
建設局	長居公園事務所	東住吉区長居公園1-1長居公園内	200Mbps
建設局	鶴見緑地公園事務所	鶴見区緑地公園2-163花博記念公園鶴見緑地内	200Mbps
建設局	十三公園事務所	淀川区十三元今里1-1-41十三公園内	200Mbps
建設局	真田山公園事務所	天王寺区真田山町5-70真田山公園内	200Mbps
建設局	河川・渡船管理事務所	西区南堀江4-33-27	200Mbps
建設局	大阪城公園事務所	中央区大阪城3-11大阪城公園内	200Mbps
建設局	扇町公園事務所	北区扇町1-1-21扇町公園内	200Mbps
建設局	住之江工営所(もと南工営所)	西成区玉出東1-6-3	200Mbps
大阪港湾局	咲洲緑地管理事務所	住之江区南港中6-2-36	200Mbps
大阪港湾局	港湾局大阪府港湾局	大阪府泉大津市なぎさ町6-1	200Mbps
大阪港湾局	機械事務所	大正区鶴町2-20-47	200Mbps
大阪港湾局	海上保全事務所	大正区鶴町2-20-47	200Mbps
大阪港湾局	第二突堤事務所	港区海岸通3-4-28	200Mbps
こども青少年局	北部こども相談センター	東淀川区淡路1-13-34	200Mbps
消防局	浪速消防署	浪速区元町1-14-20	200Mbps
消防局	淀川消防署	淀川区木川東4-10-12	200Mbps
消防局	北消防署	北区茶屋町19-41	200Mbps
消防局	平野消防署	平野区平野南1-2-9	200Mbps
消防局	福島消防署	福島区吉野3-17-26	200Mbps
消防局	東淀川消防署	東淀川区菅原4-4-27	200Mbps
消防局	東成消防署	東成区大今里西1-27-13	200Mbps
消防局	東住吉消防署	東住吉区南田辺3-4-5	200Mbps
消防局	都島消防署	都島区都島本通2-1-8	200Mbps
消防局	天王寺消防署	天王寺区上本町8-5-10	200Mbps
消防局	鶴見消防署	鶴見区横堤5-5-45	200Mbps
消防局	中央消防署	中央区内本町2-1-6	200Mbps
消防局	大正消防署	大正区小林東3-5-17	200Mbps
消防局	西淀川消防署	西淀川区御幣島1-10-20	200Mbps
消防局	西成消防署	西成区岸里1-4-26	200Mbps
消防局	生野消防署	生野区舍利寺1-13-8	200Mbps
消防局	水上消防署	港区築港3-1-47	200Mbps
消防局	城東消防署	城東区中央3-4-20	200Mbps
消防局	住之江消防署	住之江区御崎4-11-6	200Mbps
消防局	住吉消防署	住吉区遠里小野1-1-9	200Mbps
消防局	此花消防署	此花区春日出北1-8-28	200Mbps
消防局	高度専門教育訓練センター	東大阪市三島2-5-43	200Mbps
消防局	港消防署	港区弁天1-4-1	200Mbps

別紙2

消防局	旭消防署	旭区大宮1-1-11	200Mbps
消防局	阿倍野消防署	阿倍野区松崎町4-4-30	200Mbps
総務局	大阪市公文書館	西区北堀江4-3-14	200Mbps
総務局	職員人材開発センター	大阪市阿倍野区阿倍野筋3-13-23あべのフォルサ6F	200Mbps
住之江区役所	南港ポートタウンサービスコーナー	住之江区南港中2-1-99ポートタウン管理センタービル	200Mbps
中央卸売市場	中央卸売市場東部市場	東住吉区今林1-2-68水産卸棟西側3階	200Mbps
都市整備局	淡路・三国東土地区画整理事務所	淀川区西宮原2-6-54	200Mbps
都市整備局	施設整備課	阿倍野区阿倍野筋3-10-1-300あべのベルタ3階	200Mbps
東淀川区役所	東淀川区役所出張所	東淀川区東淡路4-15-1	200Mbps
福祉局	船場分室	大阪府大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331 船場センタービル7号館3F	200Mbps
福祉局	心身障害者リハビリテーションセンター	平野区喜連西6-2-55	200Mbps
福祉局	緊急入院保護センター	西区立売堀4-10-18	200Mbps
都島区役所	都島区保健福祉センター分館	都島区中野町5-15-21都島センタービル1階	200Mbps
西成区役所	西成区役所 西成区保健福祉センター分館	西成区太子1-15-17	200Mbps
万博推進局	大阪ヘルスケアパビリオンバックヤード棟	大阪市此花区夢洲中 大阪・関西万博会場内	200Mbps

別添 対象拠点一覧 100M (215拠点)

局等名	区分2庁舎		
	庁舎名	住所	新回線タイプ
デジタル統括室	水道局	住之江区南港北2丁目1-10 ATC-ITM棟9階	100Mbps
デジタル統括室	デジタル統括室分室【検証回線】	西区立売堀4-10-18大阪市阿波座センタービル4階	100Mbps
環境局	南港管路輸送センター(臨港方面管理事務所)	住之江区南港中6-2-28	100Mbps
環境局	南部環境事業センター整備棟	西成区南津守5-5-26	100Mbps
環境局	中浜流注場	城東区中浜1-1-1	100Mbps
環境局	瓜破斎場	平野区瓜破東4-4-146	100Mbps
環境局	北霊園	北区長柄2丁目4番25号	100Mbps
環境局	河川事務所	西区新町4丁目20番3号	100Mbps
大阪市教育委員会	淀川図書館	淀川区新北野1-10-14	100Mbps
大阪市教育委員会	都島図書館	都島区中野町2-16-25都島区民センター3階	100Mbps
大阪市教育委員会	港図書館	港区磯路1-7-17 港区土地区画整理記念・交流会館	100Mbps
大阪市教育委員会	福島図書館	福島区吉野3-17-23 福島区民センター3階	100Mbps
大阪市教育委員会	平野図書館	平野区平野東1-8-2	100Mbps
大阪市教育委員会	東淀川図書館	東淀川区東淡路1-4-53 3階	100Mbps
大阪市教育委員会	東成図書館	東成区大今里西3-2-17 東成区民センター8階	100Mbps
大阪市教育委員会	東住吉図書館	東住吉区東田辺2-11-28 3階	100Mbps
大阪市教育委員会	西成図書館	西成区岸里1-1-50 西成区民センター3階	100Mbps
大阪市教育委員会	浪速図書館	浪速区敷津西1-5-23	100Mbps
大阪市教育委員会	天王寺図書館	天王寺区上之宮町4-47	100Mbps
大阪市教育委員会	鶴見図書館	鶴見区横堤5-3-15 区民センター1階	100Mbps
大阪市教育委員会	大正図書館	大正区千島2-6-15 1階	100Mbps
大阪市教育委員会	住吉図書館	住吉区南住吉3-15-57	100Mbps
大阪市教育委員会	住之江図書館	住之江区南加賀屋3-1-20 3階	100Mbps
大阪市教育委員会	城東図書館	城東区中央3-5-45 城東区役所4階	100Mbps
大阪市教育委員会	島之内図書館	中央区島之内2-12-31 3階	100Mbps
大阪市教育委員会	此花図書館	此花区四貫島1-1-18 2階	100Mbps
大阪市教育委員会	北図書館	北区本庄東3-8-2 大淀コミュニティセンター3階	100Mbps
大阪市教育委員会	生野図書館	生野区勝山南4-7-11 3階	100Mbps
大阪市教育委員会	阿倍野図書館	阿倍野区阿倍野筋4-19-118 区民センター3階	100Mbps
大阪市教育委員会	旭図書館	旭区中宮1-11-14 1階	100Mbps
大阪市教育委員会	苗代主任室	浪速区立葉2-1-15 もと立葉小学校	100Mbps
大阪市教育委員会	もと堀江中学校	西区南堀江3-5-7	100Mbps
大阪市教育委員会	登校支援室	浪速区日本橋東3-1-23 心和中学校内	100Mbps
大阪市教育委員会	第1共生支援拠点らんまん	西淀川区大和田6-13-6 淀中学校内	100Mbps
大阪市教育委員会	第2共生支援拠点かけはし	旭区高殿6-9-10 高殿小学校内	100Mbps
大阪市教育委員会	第3共生支援拠点きらめき	中央区東心斎橋1-14-29 南小学校内	100Mbps
大阪市教育委員会	第4共生支援拠点はばたき	生野区勝山北4-9-22 もと鶴橋中学校2階	100Mbps
大阪市教育委員会	教育支援センター桃谷	大阪市生野区勝山北4-9-22(もと鶴橋中学校)	100Mbps
経済戦略局	大阪府咲洲庁舎分室	大阪市住之江区南港北1-14-16 38F	100Mbps
経済戦略局	大阪府咲洲庁舎35階	大阪市住之江区1丁目14-16	100Mbps
経済戦略局	大阪市八幡屋センタービル	港区田中3-1-126	100Mbps
健康局	保健衛生検査所	中央区船場中央3-1船場センタービル7号館3階	100Mbps
健康局	動物管理センター	住之江区柴谷2-5-74	100Mbps
健康局	東部市場食品衛生検査所	東住吉区今林1-2-68	100Mbps
健康局	都島センタービル	都島区中野町5-15-21都島センタービル3階	100Mbps
健康局	食肉衛生検査所	住之江区南港南5-2-48	100Mbps
健康局	住之江区保健福祉センター分館(南西部生活衛生監視事務所・南西)	住之江区浜口東3-5-16住之江区保健福祉センター分館内	100Mbps
健康局	放射線技術検査所	浪速区敷津西1-5-23	100Mbps
健康局	東成区保健福祉センター(動物管理センター分室)	東成区大今里西1-19-29東成区保健福祉センター分館内	100Mbps
健康局	環境科学研究センター	東成区中道1-3-3	100Mbps
建設局	平野下水処理場	大阪府大阪市平野区加美北2丁目6番69号	100Mbps
建設局	船町渡船場	大正区鶴町1-16-61	100Mbps
建設局	東横堀川水門	中央区高麗橋1-2-5	100Mbps
建設局	道頓堀川水門	浪速区幸町3-9-43	100Mbps
建設局	天保山渡船場	港区築港3-2-25	100Mbps
建設局	千歳渡船場	大正区北恩加島2-5-25	100Mbps
建設局	大規模管渠工事事務所	中央区農人橋1-4-19	100Mbps
建設局	甚兵衛渡船場	大正区泉尾7-13-32	100Mbps
建設局	大阪市埋設調整室	大阪市住之江区南港北2-1-10ATCO's棟	100Mbps
大阪港湾局	港湾局大阪府庁別館	大阪府大阪市中央区大手前3丁目2-12	100Mbps
大阪港湾局	港湾局深日港湾事務所	大阪府泉南郡岬町深日3493	100Mbps
大阪港湾局	木津川渡船事務所	大正区船町1-1-4	100Mbps
こども青少年局	大淀保育所	北区大淀中4-9-11	100Mbps

別紙2

別添 対象拠点一覧 100M (215拠点)

	区分2庁舎		
こども青少年局	御幸保育所	都島区御幸町2-7-13	100Mbps
こども青少年局	毛馬保育所	都島区赤川2丁目16番9号	100Mbps
こども青少年局	野田保育所	福島区野田2-12-1	100Mbps
こども青少年局	海老江保育所	福島区海老江6-1-9	100Mbps
こども青少年局	高見町保育所	此花区高見3-1-4	100Mbps
こども青少年局	西島保育所	此花区西島1丁目16番14号	100Mbps
こども青少年局	南大江保育所	中央区農人橋1-1-2	100Mbps
こども青少年局	梅本保育所	西区本田1-4-50	100Mbps
こども青少年局	磯路保育所	港区磯路2-11-8	100Mbps
こども青少年局	大浪保育所	大正区三軒家東2-5-4-101	100Mbps
こども青少年局	大正保育所	大正区平尾2-23-5-101	100Mbps
こども青少年局	味原保育所	天王寺区味原町9-6	100Mbps
こども青少年局	浪速第1保育所	浪速区浪速東3-2-53	100Mbps
こども青少年局	浪速第5保育所	浪速区木津川2-3-46	100Mbps
こども青少年局	小田町保育所	浪速区塩草1丁目1番28号	100Mbps
こども青少年局	柏里保育所	西淀川区柏里3-17-1-101	100Mbps
こども青少年局	姫島保育所	西淀川区姫島4-21-7	100Mbps
こども青少年局	三国保育所	淀川区西宮原2-6-57	100Mbps
こども青少年局	加島第1保育所	淀川区加島1-32-17	100Mbps
こども青少年局	木川第1保育所	淀川区木川西4-4-3-101	100Mbps
こども青少年局	西大道保育所	東淀川区大桐2-8-2-100	100Mbps
こども青少年局	西淡路第2保育所	東淀川区西淡路5-1-14	100Mbps
こども青少年局	豊里第1保育所	東淀川区豊里7-15-21	100Mbps
こども青少年局	日之出保育所	東淀川区東中島4-11-25	100Mbps
こども青少年局	東小橋保育所	東成区東小橋3-7-4	100Mbps
こども青少年局	生野保育所	生野区舍利寺1-11-14	100Mbps
こども青少年局	中川保育所	生野区中川2-4-26	100Mbps
こども青少年局	生江保育所	旭区生江3-26-23	100Mbps
こども青少年局	大宮第1保育所	旭区中宮2-22-22	100Mbps
こども青少年局	鯉江保育所	城東区今福西1-13-4	100Mbps
こども青少年局	嶋野保育所	城東区嶋野西5-3-3-100	100Mbps
こども青少年局	関目保育所	城東区関目1-24-27	100Mbps
こども青少年局	茨田第1保育所	鶴見区諸口5-浜6-17	100Mbps
こども青少年局	阪南保育所	阿倍野区阪南町3-26-13	100Mbps
こども青少年局	北加賀屋保育所	住之江区中加賀屋2-17-1	100Mbps
こども青少年局	御崎保育所	住之江区御崎7-2-4	100Mbps
こども青少年局	住吉保育所	住吉区帝塚山東5-9-4	100Mbps
こども青少年局	住吉乳児保育所	住吉区帝塚山東5-5-16	100Mbps
こども青少年局	荻田南保育所	住吉区荻田9-1-12	100Mbps
こども青少年局	万領保育所	住吉区万代東4-1-29	100Mbps
こども青少年局	鷹合保育所	東住吉区鷹合1-5-16	100Mbps
こども青少年局	矢田教育の森保育所	東住吉区矢田5-2-12	100Mbps
こども青少年局	加美第2保育所	平野区加美南1-9-45	100Mbps
こども青少年局	長吉第1保育所	平野区長吉長原東2-4-15-101	100Mbps
こども青少年局	瓜破保育所	平野区瓜破3-3-64	100Mbps
こども青少年局	喜連保育所	平野区瓜破東2丁目4番19号	100Mbps
こども青少年局	千本保育所	西成区千本南2-11-20	100Mbps
こども青少年局	松之宮保育所	西成区旭2-7-17	100Mbps
こども青少年局	南津守保育所	西成区南津守2-4-7-101	100Mbps
こども青少年局	福島子育て支援センター	福島区海老江6-1-9海老江保育所方	100Mbps
こども青少年局	中央子育て支援センター	中央区農人橋1-1-2南大江保育所	100Mbps
こども青少年局	淀川子育て支援センター	淀川区西中島7-14-41立西中島幼稚園	100Mbps
こども青少年局	東淀川子育て支援センター	東淀川区東中島4-11-25	100Mbps
こども青少年局	城東子育て支援センター	城東区嶋野西5-3-3-100	100Mbps
こども青少年局	鶴見子育て支援センター	鶴見区諸口5-浜6-17	100Mbps
こども青少年局	平野子育て支援センター	平野区加美南1-9-45	100Mbps
こども青少年局	つどいの広場高見町	此花区高見3-1-4	100Mbps
こども青少年局	つどいの広場柏里	西淀川区柏里3-17-1-101	100Mbps
こども青少年局	つどいの広場かしま	淀川区加島1-32-17加島第一保育所内	100Mbps
こども青少年局	つどいの広場西淡路	東淀川区西淡路5-1-14	100Mbps
こども青少年局	つどいの広場北加賀屋	住之江区中加賀屋2-17-1	100Mbps
こども青少年局	阿武山学園	大阪府高槻市奈佐原956	100Mbps
こども青少年局	幼児教育・保育支援センター	旭区高殿6-14-6	100Mbps
財政局	大阪市財政局 大阪府庁新別館北館	大阪市中心区大手前3-1-43大阪府庁新別館 北館	100Mbps
市民局	難波サービスカウンター	中央区難波1-9-7地下鉄難波駅	100Mbps

別紙2

別添 対象拠点一覧 100M (215拠点)

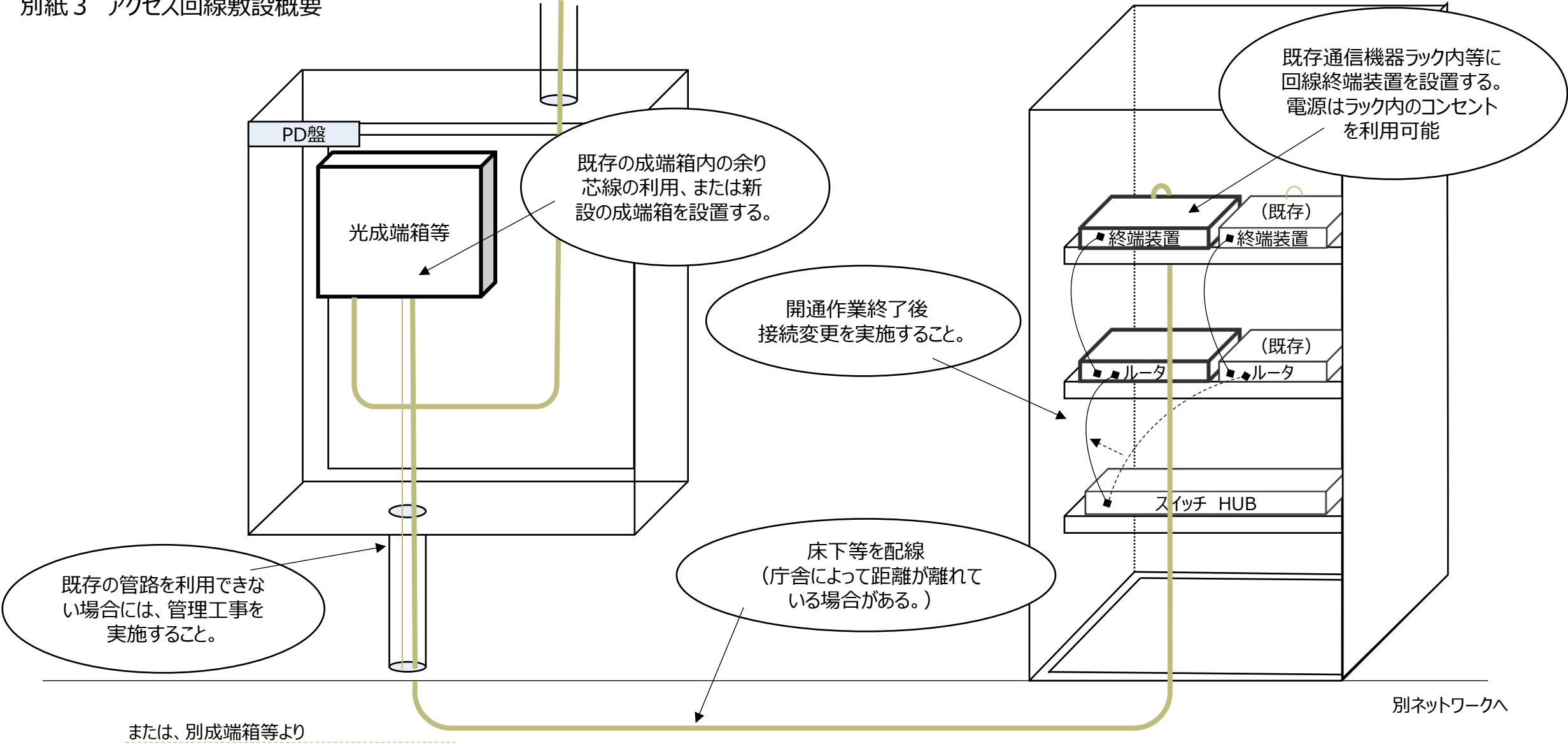
	区分2庁舎		
市民局	天王寺サービスカウンター	天王寺区堀越町6アベノ地下センター	100Mbps
市民局	人権啓発・相談センター	西区立売堀4-10-181階	100Mbps
市民局	クレオ大阪中央男女共同参画センター中央館	天王寺区上汐5-6-25	100Mbps
市民局	大阪市消費者センター	住之江区南港北2-1-10ATC-ITM棟	100Mbps
市民局	梅田サービスカウンター	北区梅田1-2大阪駅前ダイヤモンド地下街2号	100Mbps
消防局	浪速消防署 浪速出張所	浪速区浪速東3-11-19	100Mbps
消防局	浪速消防署 恵美須出張所	浪速区日本橋5-5-10	100Mbps
消防局	淀川消防署 東三国出張所	淀川区東三国2-17-4	100Mbps
消防局	淀川消防署 十三橋出張所	淀川区野中南2-1-1	100Mbps
消防局	淀川消防署 加島出張所	淀川区加島1-57-34	100Mbps
消防局	北消防署 与力出張所	北区同心1-5-15	100Mbps
消防局	北消防署 本庄出張所	北区本庄西2-8-18	100Mbps
消防局	北消防署 浮田出張所	北区浮田2-6-29	100Mbps
消防局	北消防署 梅田出張所	北区梅田1-3-1-100 大阪駅前第1ビル1F	100Mbps
消防局	北消防署 南森町出張所	北区南森町1-1-22	100Mbps
消防局	北消防署 大淀町出張所	北区大淀北1-4-37	100Mbps
消防局	平野消防署 長吉出張所	平野区長吉長原2-1-4	100Mbps
消防局	平野消防署 喜連出張所	平野区喜連西6-2-52	100Mbps
消防局	平野消防署 加美正覚寺出張所	平野区加美正覚寺1-7-2	100Mbps
消防局	平野消防署 加美出張所	平野区加美鞍作1-9-8	100Mbps
消防局	福島消防署 上福島出張所	福島区福島4-5-32	100Mbps
消防局	福島消防署 海老江出張所	福島区海老江6-2-27	100Mbps
消防局	東淀川消防署 豊里出張所	東淀川区豊新5-10-3	100Mbps
消防局	東淀川消防署 西淡路出張所	東淀川区西淡路2-5-5	100Mbps
消防局	東淀川消防署 小松出張所	東淀川区小松3-3-11	100Mbps
消防局	東淀川消防署 柴島出張所	東淀川区柴島3-10-21	100Mbps
消防局	東淀川消防署 井高野出張所	東淀川区北江口1-2-10	100Mbps
消防局	東成消防署 中本出張所	東成区東中本2-1-9	100Mbps
消防局	東成消防署 深江出張所	東成区深江北1-13-7	100Mbps
消防局	東住吉消防署 矢田出張所	東住吉区矢田6-7-28	100Mbps
消防局	東住吉消防署 北田辺出張所	東住吉区北田辺4-14-3	100Mbps
消防局	東住吉消防署 杭全出張所	東住吉区杭全8-1-16	100Mbps
消防局	都島消防署 東野田出張所	都島区網島町9-55	100Mbps
消防局	都島消防署 高倉出張所	都島区友淵町2-15-20	100Mbps
消防局	天王寺消防署 元町出張所	天王寺区四天王寺1-11-68	100Mbps
消防局	鶴見消防署 今津出張所	鶴見区今津南1-8-12	100Mbps
消防局	鶴見消防署 茨田出張所	鶴見区諸口5-12-11	100Mbps
消防局	中央消防署 上町出張所	中央区中寺1-2-28中央消防署上町出張所	100Mbps
消防局	中央消防署 南阪町出張所	中央区千日前2-1-15	100Mbps
消防局	中央消防署 道頓堀出張所	中央区道頓堀1-10-3	100Mbps
消防局	中央消防署 東雲出張所	中央区玉造2-13-12	100Mbps
消防局	大正消防署 鶴町出張所	大正区鶴町3-14-1	100Mbps
消防局	大正消防署 泉尾出張所	大正区泉尾1-26-4	100Mbps
消防局	大阪市立阿倍野防災センター	大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目13-23あべのフォルサ3F	100Mbps
消防局	西淀川消防署 佃出張所	西淀川区佃4-5-2	100Mbps
消防局	西淀川消防署 竹島出張所	西淀川区竹島2-4-4	100Mbps
消防局	西成消防署 海道出張所	西成区萩之茶屋3-1-12	100Mbps
消防局	西成消防署 津守出張所	西成区津守2丁目1-31	100Mbps
消防局	西消防署 江戸堀出張所	西区江戸堀1-24-18	100Mbps
消防局	生野消防署 中川出張所	生野区中川2-9-27	100Mbps
消防局	生野消防署 巽出張所	生野区巽東1-10-32	100Mbps
消防局	生野消防署 勝山出張所	生野区勝山北3-14-10	100Mbps
消防局	城東消防署 放出出張所	城東区放出西1-1-17	100Mbps
消防局	城東消防署 中浜出張所	城東区東中浜2-1-19	100Mbps
消防局	城東消防署 関目出張所	城東区成育4-7-18	100Mbps
消防局	住之江消防署 平林出張所	住之江区平林南2-12-66	100Mbps
消防局	住之江消防署 南港出張所	住之江区南港中1-1-53	100Mbps
消防局	住之江消防署 加賀屋出張所	住之江区中加賀屋1-1-28	100Mbps
消防局	住吉消防署 苅田出張所	住吉区苅田9-1-19	100Mbps
消防局	此花消防署 西九条出張所	此花区西九条5-4-20	100Mbps
消防局	此花消防署 桜島出張所	此花区桜島3-4-98	100Mbps
消防局	港消防署 田中出張所	港区田中2-14-11	100Mbps
消防局	旭消防署 赤川出張所	旭区赤川2-16-5	100Mbps
消防局	旭消防署 新森出張所	旭区新森2-18-15	100Mbps
消防局	阿倍野消防署 晴明通出張所	阿倍野区晴明通9-16	100Mbps

別紙2

別添 対象拠点一覧 100M (215拠点)

	区分2庁舎		
消防局	阿倍野消防署 阪南出張所	阿倍野区播磨町1-23-17	100Mbps
消防局	西消防署 新町出張所	西区新町1-6-12	100Mbps
消防局	浪速消防署 立葉出張所	浪速区桜川2-14-12	100Mbps
消防局	警防部警防課南方面隊	阿倍野区阿倍野筋3-13-18阿倍野防災中枢拠点南方面隊	100Mbps
消防局	九条庁舎 本部救急	西区九条南1-4-15	100Mbps
消防局	警防部警防課航空隊	八尾市空港2-12八尾空港	100Mbps
消防局	住吉消防署 万代出張所	住吉区万代東4-1-23	100Mbps
消防局	此花消防署 大阪・関西万博消防センター	此花区夢洲中1丁目地先	100Mbps
総務局	大阪市職員カウンセリングルーム	北区梅田1-3-1-800大阪駅前第1ビル8階	100Mbps
都市整備局	平野住宅管理センター	平野区喜連東4丁目4-35	100Mbps
都市整備局	梅田住宅管理センター	北区梅田1-2-2大阪駅前第二ビル7階	100Mbps
都市整備局	阿倍野住宅管理センター	阿倍野区旭町1-2-7-500あべのメディックス5階	100Mbps
大阪都市計画局	大阪都市計画局事務所	大阪市住之江区南港北1-14-16	100Mbps
東住吉区役所	矢田出張所	東住吉区矢田6-7-12	100Mbps
平野区役所	平野区南部サービスセンター	大阪市平野区長吉出戸5-3-58	100Mbps
平野区役所	平野区北部サービスセンター	大阪市平野区加美鞍作1-9-3	100Mbps
福祉局	福祉局生活福祉部保険年金課(医療助成)	大阪府大阪市北区同心1丁目5-27	100Mbps
福祉局	大阪市認定事務センター	大阪市西成区出城2-5-20	100Mbps
旭区役所	旭区保健福祉センター分館	大阪市旭区森小路2丁目5-26	100Mbps
大阪府	大阪府IR推進局	大阪市住之江区南港北1丁目14-16さきしまコスモタワー31F	100Mbps
万博推進局	万博推進室	大阪市中央区大手前3丁目1-43	100Mbps
中央卸売市場	中央卸売市場南港市場	住之江区南港南5-2-48 南港市場仮設事務所	100Mbps

別紙 3 アクセス回線敷設概要



既存成端箱等（余り芯線を利用）または、成端箱等の新設から既存通信機器ラック内への回線への終端装置、ルータ等の設置及び既存ネットワークケーブルの接続変更までを本調達範囲内とする。

提出書類一覧

項番	提出資料名	提出時期	概要	備考
1	工程表	契約締結後 14日以内	導入作業等に関する工程を明示したもの	－
2	通信サービスの 各種申込書様式	契約締結後 すみやかに	新規・廃止・変更の各種申込み様式 （記載可能なデータでの提供）	仕様書3.4
3	受注者体制表	契約締結後 すみやかに	導入に対する支援体制	仕様書3.7
4	受注者側 ネットワーク構成図	契約締結後 14 日以内	導入する通信サービス及びハードウェア （回線終端装置、ルータ並びに付属品等） のネットワーク構成（回線網含む）を明示したもの ※提供者者として非公開の部分は除く	仕様書4.1
5	導入機器仕様書	契約締結後 14 日以内	導入したルータ等装置の仕様を明示したもの ※導入機器が使用する電源容量の一覧表を含む	仕様書4.1
6	履行報告書	工事完了後 速やかに	回線の開通または廃止にかかる工事が完了した際に、履行が完了したことを記載したもの	仕様書4.4
7	導入計画書 導入作業体制表	導入作業予定日の 2 週間前まで	設置場所への搬入、設置作業等について、作業実施スケジュール、作業体制（作業担当者とその役割）、作業（施工）方法、確認方法等を記載したもの。事前もしくは設置場所でのルータ等の環境設定作業、疎通確認手順、確認方法を記載したもの	仕様書5.1
8	工事費等内訳書	調査完了後 すみやかに	付帯工事が必要な拠点とその費用の内訳を明示したもの	仕様書5.1
9	工事前調査結果報告書	調査完了後 すみやかに	対象拠点について、工事の必要性の有無を調査した結果を記載したもの	仕様書5.5
10	障害時連絡体制表	業務通信確認 テスト予定日の 1 週間前まで	接続変更後に大阪市が行う業務通信確認テストにおける障害・不具合対応のための技術サポートの対応窓口を明示したもの	仕様書5.9
11	施工完了報告書及び疎 通確認テスト結果報告書	施工完了及び疎通 確認テスト実施後 すみやかに	通信サービス提供のための工事の完了及び初期構築の結果を明示したもの ※施工箇所の写真及び図面の電子データでの納品並びに設定情報を記載したドキュメントの紙媒体での納品を含む	仕様書5.9
12	各拠点の通信サービス網 及びアクセス回線のトラ フィックレポート	通信サービス提供 期間中の月に 1 回	※ただし、随時参照可能なWeb ページ等の提供がある場合は不要	仕様書6.2
13	保守対応報告書等	通信サービス提供 期間中の月に 1 回	障害時対応報告、保守対応報告、保守作業対応履歴、各種情報提供等について記載したもの	仕様書6.9
14	データ消去証明書 廃棄証明書	撤去作業完了後 すみやかに	撤去したルータ等装置の設定情報等のデータを消去し、読み取り不可としたことに対する証明書、故障等により消去が不可能な場合は、これらを物理的に破壊し廃棄したことに対する証明書	仕様書6.12
15	回線停止（メンテナンス） 事前連絡報告書	停止日の 2 週間以 上前（中央情報処 理センターへの引込 回線の場合には、原 則 2 か月以上前）	回線のメンテナンス等により回線が停止する場合に、日時、影響範囲（拠点名及び回線ID等）を記載したもの	仕様書6.15
16	全拠点の一覧表 （構成管理資料）	新規・変更・廃止 の都度	局等名、拠点名、住所、電話番号、回線帯域、設置機器等を明示したもの	仕様書6.16
17	保守計画書 保守作業体制表	契約締結後 すみやかに	保守範囲、サポート内容・方法、保守体制、協議条件、ルータ装置等のデータ消去要件、管理する構成情報の消去条件等を記載したもの ※変更の都度、提出すること	仕様書6.16

提示資料一覧

項番	提出資料名	提示時期	概要
1	中央情報処理センター 利用の手引き	契約締結後 14日以内	中央情報処理センターでの利用ルール等を記載したもの
2	中央情報処理センター 第二別館利用の手引き	契約締結後 14日以内	中央情報処理センター第二別館での利用ルール等を記載したもの
3	大阪市情報通信ネットワーク 管理要綱	契約締結後 14日以内	本市情報通信ネットワークの構成、運用管理体制、各種申請手続きを定めたもの
4	大阪市情報通信ネットワーク 利用の手引(抜粋版)	契約締結後 14日以内	庁内情報ネットワークに関して、区分2庁舎に関する部分だけを抜粋した説明資料
5	接続指示書 (回線申込書に添付)	設置予定日の 14日程度前	回線の申込書にあわせて、LAN 側接続先やIP アドレス、機器設置場所を記載したもの